

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 23 年 1 月 6 日

審査機関名 SGS ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	真庭市役所庁舎における木質バイオマスボイラーの新設
排出削減事業者名	真庭市役所
排出削減共同実施事業者名	株式会社 トンボ 社団法人 真庭観光連盟
事業実施場所	真庭市役所 岡山県真庭市久世 2928
事業の概要	<p>市庁舎の新築に当たって庁舎内の空調設備の新設にあわせて灯油焚ボイラーの代わりに低炭素燃料である木質バイオマスボイラー（チップ・ペレット各 1 基）を導入し、低炭素燃料を導入し、CO2 排出量を削減するものである。</p> <p>① 木質バイオマスボイラーの導入により庁舎内の空調設備として温水を供給し、空気調和を行うものであり、化石燃料から木質バイオマスの利活用により CO2 排出削減に資するものである。</p>
排出削減量の計画	2010 年度： 79tCO2/年 2011-2012 年度： 218tCO2/年 (事業実施期間合計 515tCO2)
国内クレジット認証期間	開始日 2010 年 10 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001-A バイオマスを燃料とするボイラーの新設

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している

3. 実施した審査手続の概要

審査手続により、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>事業実施サイトの場所：真庭市役所 岡山県真庭市久世 2928</p> <p>事業実施サイトの視察月日：2010年12月15日</p>
追加性を有すること	<ol style="list-style-type: none">1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO₂排出量の削減を目的として実施されたことを、関係者への質問等により確認した。2) 設備が継続利用可能なこと 本事業が実施できない場合には、旧庁舎で使用されていた灯油ボイラー又はA重油ボイラーが導入されていたであろうことを質問及び関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問により確認している。3) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数については入手した根拠資料、質問及び検算により全体で10.7年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。4) 追加性判断における定性要因 当事業者真庭市役所は、設備の新規導入及び更新を最優先課題として考えており、業務上必要であると判断される場合、投資回収年数を問わず投資を行うこととなっている。 また、共同事業者と連携し、購入した国内クレジットを製品製造時に排出するCO₂の削減に利用するとともにバイオマスツアアのカーボンオフセットクレジットとして利用する計画であり、国内クレジット制度の存在なしには構想そのものが成立しないものであることを質問により確認した。こういった背景により、本事業

	<p>業の対象設備は全て補助設備であり、継続して使用できるものであるため、国内クレジット制度の存在がなければ、本事業の実施は難しかったと判断できる。</p> <p>また、当事業者は経済産業省バイオマス大賞を授賞するなど地域の環境配慮の中心的推進者として国内クレジット制度の活用により、バイオマスタウンとして環境への取り組みに対するアピール効果と省エネ効果が期待できることが事業実施の一因となっている。</p>
<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>自主行動計画に参加していないことについては排出削減事業者への質問、その他関係者への質問等により、自主行動計画に参加していない事業者であることの確認を実施している。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認済排出削減方法論 001-A に基づき排出削減量を計算しており、また、それぞれの方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>【方法論番号 001-A バイオマスボイラーの新設】</p> <p>適用条件 1：ボイラーの新設については熱源設備の視察、仕様書の確認等によって、使用する燃料は木質チップ及び木質ペレットであり、バイオマスを主たる燃料とするボイラーの新設であることを確認している。</p> <p>適用条件 2：新設ボイラーで製造された温水が今後自家消費することを視察、全体レイアウト図、配管図の確認、及び関係者への質問等により確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリング方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) 当該事業で使用するバイオマス燃料の輸送等に係るリーケージ排出量については本排出削減事業者の排出削減量の 5% に満たないことを、排出削減事業者及び燃料供給事業者への質問や、関連証憑により確認している。</p>

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」

を参照すること。

4. 特記事項

- ・ 当事業で使用されるバイオマス燃料は岡山県真庭市地区内で発生する林地残材や間伐材の他、岡山県真庭市内の建材業者で発生した廃材を使用していることを、排出削減事業者及び燃料供給事業者への質問により確認している。

以上